

# 特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	国民年金事務重点項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

飯塚市は、国民年金事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

福岡県飯塚市長

## 公表日

令和5年9月11日

## 項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

# I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務									
①事務の名称	国民年金事務								
②事務の内容	国民年金法に基づき、法定受託事務として、国民年金に係る各種申請・届出を受理・審査し、厚生労働大臣に報告する。 特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 ①第1号被保険者の資格の取得・喪失、種別の変更 ②任意加入及び資格喪失 ③保険料の免除・納付猶予、学生納付特例申請 ④付加保険料納付・辞退、該当・非該当届 ⑤第1号被保険者期間のみを有する老齢基礎年金等の裁定その他給付 ⑥第1号被保険者及び老齢基礎年金等受給権者の死亡								
③対象人数	[ 1万人以上10万人未満 ] <table style="display: inline-table; vertical-align: top; margin-left: 20px;"> <tr> <td colspan="2">&lt;選択肢&gt;</td> </tr> <tr> <td>1) 1,000人未満</td> <td>2) 1,000人以上1万人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 1万人以上10万人未満</td> <td>4) 10万人以上30万人未満</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 1,000人未満	2) 1,000人以上1万人未満	3) 1万人以上10万人未満	4) 10万人以上30万人未満		
<選択肢>									
1) 1,000人未満	2) 1,000人以上1万人未満								
3) 1万人以上10万人未満	4) 10万人以上30万人未満								
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム									
システム1									
①システムの名称	国民年金システム								
②システムの機能	第1号被保険者の資格の取得・喪失、種別の変更記録管理 任意加入及び資格喪失記録管理 基礎年金番号通知書の再交付申請記録管理 保険料の免除・納付猶予、学生納付特例申請記録管理 付加保険料納付・辞退、該当・非該当申出記録管理 第1号被保険者期間のみを有する老齢基礎年金等の裁定その他給付に関する受付記録 第1号被保険者及び老齢基礎年金等の受給権者の死亡に関する相談対応記録								
③他のシステムとの接続	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none;">[ ] 情報提供ネットワークシステム</td> <td style="width: 50%; border: none;">[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td style="border: none;">[ ] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[ ] 宛名システム等</td> <td style="border: none;">[ ] 税務システム</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="border: none;">[ ] その他 ( )</td> </tr> </table>	[ ] 情報提供ネットワークシステム	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム	[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム	[ ] 既存住民基本台帳システム	[ ] 宛名システム等	[ ] 税務システム	[ ] その他 ( )	
[ ] 情報提供ネットワークシステム	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム								
[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム	[ ] 既存住民基本台帳システム								
[ ] 宛名システム等	[ ] 税務システム								
[ ] その他 ( )									
システム2～5									
システム6～10									
システム11～15									
システム16～20									

<b>3. 特定個人情報ファイル名</b>	
国民年金情報システム	
<b>4. 個人番号の利用 ※</b>	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。)第9条第1項及び別表第一の第31ならびに95の項
<b>5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※</b>	
①実施の有無	[ 実施しない ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	
<b>6. 評価実施機関における担当部署</b>	
①部署	市民環境部医療保険課
②所属長の役職名	医療保険課長
<b>7. 他の評価実施機関</b>	
なし	

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
国民年金情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	飯塚市内に住民登録をしている者で以下のいずれかの者 (1) 国民年金被保険者(第1号被保険者、20歳到達者)及びその配偶者・世帯主及び任意加入者 (2) 年金受給権者の一部(障害基礎年金等) (3) 保険料免除等の審査対象者 ※転出・死亡等の事由により住民票が消除された者を含む
その必要性	対象者の資格情報、所得情報、給付情報等を正確かつ効率的に管理し、公平・公正な事務を行う必要があるため。
④記録される項目	[ 100項目以上 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
その妥当性	【識別情報】 個人番号: 本人を識別するために必要である。 その他業務別情報(内部番号): 基礎年金番号・飯塚市住民コード等、本人を識別するキー情報となるために必要である。 【連絡先等情報】 届出(申請)者に対する届出内容の確認、問合せのために必要である。 【業務関係情報】 地方税関係情報: 主に保険料の免除・納付猶予、学生納付特例の申請受付時に所得状況を確認するために必要である。 医療保険関係情報: 国民健康保険の資格取得・喪失情報を確認するために必要である。 生活保護・社会福祉関係情報: 法定免除事務において生活保護の現況を確認するために必要である。 年金関係情報: 対象者に関する情報を正確かつ効率的に管理するために必要である。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月1日
⑥事務担当部署	市民環境部 医療保険課、各支所市民窓口課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( 市民課、税務課、生活支援課 ) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( 日本年金機構 ) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [ <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [ <input type="checkbox"/> 専用線 [ <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ( )	
③使用目的 ※	対象者の資格情報、所得情報、給付情報等を正確かつ効率的に管理し、公平・公正な事務を行う必要があるため。	
④使用の主体	使用部署	医療保険課、支所市民窓口課
	使用者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法	各種届出・申請を受理し、対象者の情報を確認し日本年金機構へ送付する。受付・送付履歴および資格・受給情報等を記録・管理する。	
情報の突合	基礎年金番号、氏名・生年月日・性別・住所の4情報、個人番号により突合する。	
⑥使用開始日	平成28年1月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[ 委託する ] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない ( 1 ) 件	
委託事項1	国民年金システム運用保守委託	
①委託内容	国民年金システム運用保守	
②委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	行政システム九州株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		







(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

画像添付

1	利用団体コード	95	履歴SEQ	189	給付区分	283	利用者団体コード
2	住民コード	96	履歴区分	190	受給異動事由コード	284	ブロック内レコード番号
3	年金記号	97	異動事由コード	191	裁定請求年月日	285	年金基礎番号
4	年金番号	98	得喪年月日	192	証書記号	286	世帯主住民コード
5	削除フラグ	99	理由コード	193	証書番号	287	連番
6	取得事由コード	100	保険料始期	194	証書校番	288	メモ内容
7	取得理由コード	101	保険料終期	195	受給開始年月	289	有効期限
8	取得異動日	102	届出年月日	196	他年金状況	290	登録職員番号
9	取得届出日	103	進達区分	197	他年金番号1	291	登録処理日
10	種別	104	進達年月日	198	他年金停止区分1	292	配偶者住民コード
11	喪失事由コード	105	申請区分	199	他年金番号2	293	申告状況(本人)
12	喪失異動日	106	免除決定区分	200	他年金停止区分2	294	申告状況(配偶者)
13	喪失届出日	107	免除決定年月日	201	他年金番号3	295	申告状況(世帯主)
14	喪失理由コード	108	更新職員番号	202	他年金停止区分3	296	予備
15	喪失原因	109	更新処理日	203	支給停止年月	297	社保連携データ
16	付加加入事由コード	110	更新処理時刻	204	失権年月日	298	処理年月日
17	付加加入種別	111	被受区分	205	失権事由コード	299	資格取得年月日
18	付加加入異動日	112	記載日	206	未支給始期	300	被保険者種別コード
19	付加加入届出日	113	特記区分	207	未支給終期	301	資格喪失年月日
20	付加始期	114	特記事項	208	未支給額	302	喪失原因コード
21	付加辞退事由コード	115	相談者区分	209	配偶者コード	303	付加種別コード
22	付加辞退異動日	116	年金記号番号	210	配偶者年金番号1	304	付加該当/申出年月日
23	付加辞退届出日	117	ファイル番号	211	配偶者年金停止区分1	305	付加非該当/辞退申出年月日
24	付加終期	118	処理日	212	配偶者年金番号2	306	付加始期(年月)
25	免除異動事由コード	119	処理時間	213	配偶者年金停止区分2	307	付加終期(年月)
26	免除理由コード	120	処理区分	214	配偶者年金番号3	308	納付年度
27	免除種別	121	生年月日元号	215	配偶者年金停止区分3	309	オプション1
28	免除開始日	122	生年月日	216	扶養義務者コード	310	オプション2
29	免除始期	123	カナ氏名	217	扶養義務者続柄	311	オプション3
30	免除終了日	124	氏名	218	扶養義務者同居別居区分	312	オプション4
31	免除終期	125	性別	219	障害等級	313	オプション5
32	不在決定理由コード	126	異動年月日	220	診断書提出年度	314	オプション6
33	不在決定日	127	郵便番号	221	提出サイクル	315	オプション7
34	不在判明理由コード	128	住所	222	加算子住民コード1	316	オプション8
35	不在判明日	129	方書	223	加算子障害等級1	317	レコード区分
36	任意満了年月日	130	届出日	224	加算子住民コード2	318	ブロック番号
37	協力者コード	131	国籍	225	加算子障害等級2	319	レコード種別
38	帳票停止区分	132	旧生年月日元号	226	加算子住民コード3	320	レコード番号
39	帳票停止日	133	旧生年月日	227	加算子障害等級3	321	取り込み区分
40	基金種別	134	旧カナ氏名	228	加算子住民コード4	322	取り込み状況
41	基金加入日	135	旧氏名	229	加算子障害等級4	323	基礎年金番号
42	基金辞退日	136	旧性別	230	加算人数	324	突合状況
43	職権適用区分	137	旧種別	231	支給年金額	325	所得情報等提供データ
44	職権適用日	138	旧理由コード	232	支給開始年月	326	作成年月日
45	裁定請求種別	139	旧郵便番号	233	支給停止始期	327	住所コード
46	裁定請求日	140	旧住所	234	支給停止終期	328	住所コード(総務省コード)
47	みなし免除区分	141	旧方書	235	支給停止額	329	異動リスト区分
48	みなし免除月数	142	旧国籍	236	支給区分	330	統一事務所コード
49	自庁判別区分	143	メモ	237	支給改定区分	331	一連番号
50	自庁入力日	144	本配区分	238	本人所得額	332	喪失予定年月日
51	社保判別区分	145	履歴番号	239	本人扶養親族数	333	性別コード
52	社保照会日	146	公年区分	240	本人扶養老人数	334	届書コード
53	学校番号	147	公年記号番号	241	本人扶養特定数	335	前納記録(至)
54	学校入学年月	148	取得年月日	242	本人公的年金額	336	免除該当/申請年月日
55	卒業予定年月	149	喪失年月日	243	配偶者所得額	337	免除消滅年月日
56	同居別居区分	150	オプション1	244	配偶者扶養親族数	338	免除始期(年月)
57	本人以外公同	151	オプション2	245	配偶者扶養老人数	339	免除終期(年月)
58	本人以外公別	152	オプション3	246	配偶者扶養特定数	340	免除理由コード(共通部)
59	本人以外私同	153	オプション4	247	扶養所得額	341	個別部
60	本人以外私別	154	オプション5	248	扶養扶養親族数	342	納付状況コード(4月)
61	学生の区分	155	連絡欄	249	扶養扶養老人数	343	納付状況コード(5月)
62	学生証の有効期限	156	納付書関連	250	扶養扶養特定数	344	納付状況コード(6月)
63	オプション01	157	ワ°ション01	251	名簿作成年月日	345	納付状況コード(7月)
64	オプション02	158	ワ°ション02	252	申請者コード	346	納付状況コード(8月)
65	オプション03	159	ワ°ション03	253	年度	347	納付状況コード(9月)
66	オプション04	160	ワ°ション04	254	納付月数	348	納付状況コード(10月)
67	オプション05	161	ワ°ション05	255	免除月数	349	届書コード和名

68	オプション06	162	オプション06	256	付加月数	350	グループID
69	オプション07	163	オプション07	257	納付ビット1	351	最新異動事由コード
70	オプション08	164	オプション08	258	納付ビット2	352	最新異動年月日
71	オプション09	165	オプション09	259	納付ビット3	353	最新届出年月日
72	オプション10	166	オプション10	260	納付ビット4	354	産前産後免除該当年月日
73	オプション11	167	オプション11	261	納付ビット5	355	単胎・多胎の別
74	オプション12	168	オプション12	262	納付ビット6	356	産前産後免除期間(始期)
75	オプション13	169	オプション13	263	納付ビット7	357	産前産後免除期間(終期)
76	オプション14	170	オプション14	264	納付ビット8	358	依頼番号
77	オプション15	171	オプション15	265	納付ビット9	359	所得情報等提供依頼データ
78	オプション16	172	オプション16	266	納付ビット10	360	提出先ID
79	オプション17	173	オプション17	267	納付ビット11	361	媒体作成年月日
80	オプション18	174	オプション18	268	納付ビット12	362	媒体仕様書バージョン情報
81	オプション19	175	オプション19	269	納付年月日01	363	納付状況コード(11月)
82	オプション20	176	オプション20	270	納付年月日02	364	納付状況コード(12月)
83	オプション21	177	オプション21	271	納付年月日03	365	納付状況コード(1月)
84	オプション22	178	オプション22	272	納付年月日04	366	納付状況コード(2月)
85	オプション23	179	オプション23	273	納付年月日05	367	納付状況コード(3月)
86	オプション24	180	オプション24	274	納付年月日06	368	扶養義務者住民コード
87	オプション25	181	オプション25	275	納付年月日07	369	被扶養者住民コード
88	オプション26	182	オプション26	276	納付年月日08	370	番号
89	オプション27	183	オプション27	277	納付年月日09	371	状態区分
90	オプション28	184	オプション28	278	納付年月日10	372	氏名カナ
91	オプション29	185	オプション29	279	納付年月日11	373	申立日
92	オプション30	186	オプション30	280	納付年月日12	374	扶養親族数
93	オプション31	187	オプション31	281	保険料納付申出の確認		
94	オプション32	188	オプション32	282	社会保険事務所コード		

### Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
国民年金情報システム	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>【システム以外】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該事務の目的を達成するために必要かつ最小限の範囲内で、適法かつ公正な手段によって収集しなければならない旨のルールを定めている。</li> <li>・窓口において、申請書・届出書等の内容や本人確認書類（身分証明書等）の確認を厳格に行う。</li> <li>・必要な提出書類等が定められており、必要な書類等以外のものを提出させることはしていない。</li> <li>・特定個人情報の取扱いについて理解を深め、特定個人情報の保護に関する意識の高揚を図るため、情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策に関して必要な教育及び研修を実施している。</li> </ul> <p>【システム】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人・所属グループ（課・係等）単位で利用できるシステムメニューを設定しており、業務で必要としない情報を利用できないよう制御している。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>窓口等で受付した届書の他に日本年金機構から還元される処理結果情報を電子記録媒体及び紙媒体により入手する。週1回程度、日本年金機構から簡易書留等で市に郵送される。なお、入手した情報は全て鍵のかかる書庫で適切に保管する。</p>	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該事務の目的を達成するために必要かつ最小限の範囲内で、適法かつ公正な手段によって収集しなければならない旨のルールを定めている。</li> <li>・業務上必要のない情報や、保持を許可されていない情報を収集、記録してはならない旨のルールを定めている。</li> <li>・毎年、セキュリティ研修を行い、セキュリティ意識を高め、必要のない情報にアクセスしないように教育を行っている。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<p>[ 行っている ]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 行っている      2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<p>【システム以外】</p> <p>ICカード・ユーザID・パスワード等の適切な管理について運用ルールが定められている。</p> <p>【システム】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国民年金システム上でユーザIDの利用権限等を管理する機能を有している。</li> </ul>
その他の措置の内容	<p>ログイン記録、操作ログについては、情報管理部署において記録・管理されている。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・庁内ネットワークに接続する際には、端末認証を実施し外部から持ち込んだ端末のネットワーク接続は不可としている。</li> <li>・システム操作の際には、ICカード認証とパスワード入力による認証を二重に実施している。</li> <li>・スクリーンセーバの解除は、再度パスワードの入力が必要となる。</li> <li>・特定個人情報が表示された画面のハードコピーの取得は、事務処理に必要な範囲にとどめる。</li> </ul>	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ] 委託しない
リスク： 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	飯塚市のセキュリティポリシー及び個人情報保護条例を遵守することを請書(仕様書)中に明記している。	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[ 再委託していない ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ] 提供・移転しない
リスク： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本年金機構に提出する1号被保険者からの届出についての報告書(電子媒体)は、厚生労働省・日本年金機構から提示している電子媒体作成仕様書に基づき、電子政府推奨暗号化形式で情報の暗号化を行い、提出している。</li> <li>・1号被保険者からの届出についての報告書(電子媒体)は、福岡広域事務センター等で受付された後、電子媒体に通し番号を付し、電子媒体等管理簿に媒体の数や通し番号等を記載し、入力処理を行うまでの間、鍵付の保管庫にて保管・管理されている。</li> <li>・市で受付した届出・申請書を、福岡広域事務センター等へ提出するときは、内容を複数の職員で確認し、電子媒体にはパスワードを使用して簡易書留で郵送している。</li> </ul>	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○] 接続しない(入手)	[○] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
7. 特定個人情報の保管・消去			
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク			
①事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	2) 十分に行っている
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし
その内容			
再発防止策の内容			
その他の措置の内容	・特定個人情報の復元又は判読が不可能となる方法により、消去又は廃棄する。 ・電子媒体や個人情報が記録されている紙文書を保管する場合は施錠可能な場所に保管するルールが定められ、実施している。		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

<b>8. 監査</b>	
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検                      [ <input checked="" type="radio"/> ] 内部監査                      [ <input type="radio"/> ] 外部監査
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>	
従業者に対する教育・啓発	[ <input type="checkbox"/> 十分に行っている ]                      <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<p>&lt;本市における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全職員を対象とした情報セキュリティ研修や担当課を対象とした特定個人情報セキュリティ研修をを毎年度実施し、個人情報の取扱いを含めた情報セキュリティに関する基礎的な知識の習得及び情報セキュリティに対する意識の向上を図っている。</li> <li>・新規採用職員を対象としたセキュリティ研修を毎年実施している。</li> <li>・職員の知識の向上を目的とした情報リテラシー研修を毎年度おこない、職員のレベルアップを図っている。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバ・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。</li> <li>・中間サーバ・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている</li> </ul>
<b>10. その他のリスク対策</b>	
<p>&lt;中間サーバ・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバ・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用、監視を実現する。</li> </ul>	

## IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	総務部 総務課 住所: 飯塚市新立岩5番5号 電話番号: 0948-22-5500
②請求方法	本人確認書類の提示及び指定様式による請求書の提出により請求する。
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	市民環境部 医療保険課 住所: 飯塚市新立岩5番5号 電話番号: 0948-22-5500
②対応方法	対応の受付日時及びその対応等について記録を残す。

## V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和5年8月18日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	



